

札幌感第 364-2 号
令和 4 年（2022 年）9 月 28 日

医療機関 管理者 様
（指定届出機関を除く）

札幌市保健福祉局医務・健康衛生担当局長 館石 宗隆

感染症サーベイランスシステムの更改に向けた手続きについて（依頼）

時下、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより札幌市の保健医療行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで感染症サーベイランスシステム（以下「現行システム」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成 18 年度より運用されているところです。

この度、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）が開発・導入されることとなりました。次期システムにおいては、感染症法に基づく感染症発生届等について医療機関等からのオンライン入力が可能となるため、保健所等の関係者間で情報共有が即時に行えるようになるとともに、保健所等におけるファックス処理やシステム入力・確認等の事務負担が大幅に減少し、業務のオンライン化にも寄与することが期待されます。

つきましては、次期システム移行のため、必要な作業がございますので、下記のとおり手続きをしていただくよう、御協力のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）による対応が継続されます。

記

1 札幌市公式ホームページへの掲載

本件の詳細や様式等を掲載しておりますので、**手続きの前に必ず御確認ください。**

ページ名：感染症サーベイランスシステムの更改に向けた手続きについて

アドレス：<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2022surveillance.html>

2 運用開始日

令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）

※ 上記日程での運用開始が困難と判断される場合、1 か月以上前に変更後のスケジュールが示される予定です。

3 作業要領（システム利用のためのアカウント発行申請）

(1) 作業手順

次期システムの利用を希望される※場合は、「システム利用申請様式」に必要事項を記入の上、(2)のとおり提出願います。

※ 希望されない場合は、提出不要です。

(2) 提出期限・提出先

ア 提出期限

令和4年10月14日（金曜日）※

※ 運用開始日からの利用を希望される場合、上記期限までに御提出ください。運用開始日以降に利用される場合は、提出されたものから、順次、アカウントを発行いたします。

イ 提出先

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課感染症総合対策係

メール kansenkakari@city.sapporo.jp

※ メールでの提出に御協力ください。

(3) 次期システム運用に係る注意事項

利用申請をしない場合であっても、従来通りファックス等による処理は可能です。

また、次期システムは通常のインターネット回線により使用可能なため、インターネット回線に接続されたパソコンを有する場合、新たに整備していただく環境はございません。

4 研修会の開催

次期システムの概要等について、医療機関向けのオンライン研修会が開催され、その研修内容をまとめた動画が令和4年9月29日に公開される予定です。

利用にあたって、当該動画を御確認いただくようお願いいたします。

5 今後の情報提供

本件に係る今後の情報提供については、上記1のページ内において順次掲載いたしますので、適宜御確認いただきますよう、お願いいたします。

【担当】

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課感染症総合対策係

電話 011-622-5199／ファックス 011-622-5168

メール kansenkakari@city.sapporo.jp